

地方独立行政法人北九州市立病院機構公告第11号

次のとおり応募者に資格条件を付与した公募型プロポーザル方式に係る手続を開始する。

令和4年10月21日

地方独立行政法人北九州市立病院機構 理事長 中西 洋 一

1 業務概要

- (1) 業務名 北九州市立医療センター食事提供業務
- (2) 業務内容 入院患者の食事の提供に係る業務
- (3) 契約期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

2 参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方独立行政法人北九州市立病院機構契約規程（以下「契約規程」という。）第2条第1項及び第2項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 契約規程第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されている若しくは、地方独立行政法人北九州市立病院機構（以下「病院機構」という。）で行う競争入札参加資格審査において認定されていること。ただし、登録の申請がなされている場合には、記載されているものとみなす。
- (3) 病院機構及び北九州市から指名停止を受けている期間中ではないこと。
- (4) 福岡県内に本社若しくは本店又は支店若しくは営業所があり、一般病床が500床以上の病院において、患者給食提供業務の実績を継続して2年以上有すること。
- (5) 一般財団法人医療関連サービス振興会が定める患者給食の認定（サービスマーク認証）を取得している者又は医療法第15条の3の業務委託基準に適合することを証明できる者であること。
- (6) 公益社団法人日本メディカル給食協会の会員であり、受託業務の遂行が困難になった場合の代行保証が確認できる者又は同等の代行保証体制をとれることが確認できる者であること。
- (7) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（役員及び従業員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる

者

- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不当な利益を得る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められる者
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を給与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の活動又は運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に不適切な関係を有していると認められる者
- カ 暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用している者

3 受託候補者を選定するための評価基準

- (1) 会社概要及び受託成績
- (2) 病院給食に対する基本的な考え
- (3) 現場管理体制
- (4) 安全衛生管理体制
- (5) 危機管理体制
- (6) 円滑な業務の遂行、患者満足度の向上に関すること
- (7) 従業員の育成等

4 手続等

(1) 担当部署

北九州市小倉北区馬借二丁目1番1号

北九州市立医療センター事務局管理課（管理棟3階）

電話 093-541-1831

(2) 説明書の交付場所、交付期間及び交付方法

ア 交付場所 前号に同じ。

イ 交付期間 この公告の日から令和4年11月4日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前9時から正午まで及び午後1時30分から午後4時30分まで

ウ 交付方法 前号の場所において無償で交付する。

なお、説明書の郵送又はFAXによる入手申込みは、認めない。

(3) 事前説明会

- ア 場所 北九州市小倉北区馬借二丁目1番1号
北九州市立医療センター別館6階 601会議室
- イ 日時 令和4年11月7日午前10時

(4) 参加表明書の提出場所、提出期限及び提出方法

- ア 提出場所 第1号に同じ。
- イ 提出期限 令和4年11月21日午後4時30分まで（日曜日等を除く。）
- ウ 提出方法 持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限内に必着のこと。）

(5) 企画提案書及び見積書の提出場所、提出期限及び提出方法

- ア 提出場所 第1号に同じ。
- イ 提出期限 令和4年11月30日午後4時30分まで（日曜日等を除く。）
- ウ 提出方法 持参

(6) 企画提案審査会

- ア 場所 第3号に同じ。
- イ 日時 令和4年12月13日（時間については、参加者に対し別途通知する。）

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

- ア 言語 日本語
- イ 通貨 日本国通貨

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 関連情報を入手するための照会窓口 前項第1号に同じ。

(4) その他詳細は、説明書による。